

特別企画

FASB コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」に対するコメント・レター

ASBJ ディレクター いたばし あつし
板橋 淳志

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）から2019年7月に公表されたコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」（以下「本コメント募集」という。）に対して、2019年10月にコメント・レターを送付している。

本コメント募集の概要

本誌記事「FASB コメント募集『識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理』の解説」をご参照いただきたい。

当委員会のコメントの概要

当委員会は、取得のれんの事後の会計処理に関して、FASBだけでなく、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）においても議論が継続しており、世界的な課題であると認識している。この認識を踏まえて、当委員会は、本コメント募集に対して取得のれんの事後の会計処

理を中心にコメントを提出している。コメントの概要は次のとおりである。

取得のれんの事後の会計処理—のれんの償却の再導入

当委員会は、取得のれんは減価する資産であると考えており、また、企業結合後に発現することが期待される超過収益力の効果に対応して費用認識されるコストであると考えているため、企業結合後の成果に関する目的適合性のある情報を提供するために、一定の期間で償却すべきと考えている。

当委員会は、取得のれんの残高が世界的に積み上がり、のれんの費用処理について、「のれんの減損損失のタイミングが遅すぎる、又はその金額が少なすぎる」という懸念（いわゆる“too little, too late”の懸念）が関係者の間で増大していることを認識している。これらの課題に対しては、減損テストの改善で対応することは極めて困難であり、取得のれんの償却を再導入することによる根本的な改善が必要と考える。

取得のれんの償却期間

取得のれんを償却する場合、当委員会は、償却期間は経営者の見積りによるべきであり、その上限を10年とすべきと考えている。当該経営者の見積りは、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に基づくべきである。

しかし、当委員会はこれまでの国際的な議論において様々な見解のあることを承知しているため、国際的なコンセンサスを得るために、のれんについて、10年又は10年より短い耐用年数がより適切であることを企業が説明する場合にはその耐用年数で償却すること、を次善の策として受け入れることが可能である。

FASB と IASB の連携への期待

企業結合は、国をまたいで行われることが稀なものではなくなっており、当委員会は、米国会計基準の要求事項及びIFRS基準の要求事項が最終的に比較可能なものとなることが望ましいと考えており、その過程で、FASB及びIASBが緊密に連携して各々の会計基準の開発を行うことを期待する。